

平成27年10月30日  
国土交通省航空局  
東京航空局

## アイベックスエアラインズ(株)に対する事業改善命令について

平成27年10月に東京航空局がアイベックスエアラインズに行った立入検査において、整備を適切に実施していないことを認識しながらも、必要な対応をとらず運航を優先した事案を繰り返していたことが明らかになりました。

また、同社はこの他にも整備記録の改変や東京航空局に対して虚偽の報告等を行い、整備ミスに対して必要な再発防止策を講じていないなど、適切な安全管理を行わず、輸送の安全を阻害する行為を繰り返している事実が認められたことから、本日、東京航空局から同社に対して事業改善命令を行いましたので、お知らせします。

(事業改善命令において指示した内容)

### 1. 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育

全社員に対して安全意識の再徹底及び法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

### 2. 安全管理体制の抜本的見直し

安全に影響を及ぼす事象が発生した場合、適切な評価・分析をし、必要な再発防止策が講じられるよう安全管理体制を抜本的に見直すこと。

### 3. 整備体制の再構築

整備部門において、確実に整備業務を実施するために必要な知識・能力等を有する者を配置するなど整備体制を再構築すること。

#### 【問い合わせ先】

○国土交通省航空局安全部航空事業安全室 北澤、千葉  
電話：03-5253-8111(代表) (内線：50143、50145)  
03-5253-8731(直通)

○東京航空局 保安部前任航空事業安全監督官 野村  
電話：03-5275-9307(直通)